

H22年3月議会 一般質問

発言の種類	質疑 <u>関連質問</u> 緊急質問 討論 その他
件名	1. 集落排水事業使用料について 指定管理者制度の契約更改について
発言の要旨 (討論の場合は 賛成反対の別)	(5)民と官の役割分担について ②指定管理者制度の契約更改について ◆次年度で5年間を迎える指定管理者制度の総括について尋ねる。 ◆直営に戻すべきものがあると考えerがどうか？ ◆次回をめぐっての方針は？ (6)環境行政について ④生活排水対策について (ア)下水道事業中長期事業計画について ①管渠の更新費用を入れると、事業費はいくらとなるのか？ ②人口減少時代に突入し、高齢世帯が増加すると考えられる。巨額の投資で管渠整備をするが、実際の下水道接続は計画通りには行かないのでないか？ <<追及>> 市設置型合併浄化槽が投資的にも安価でロスがなく、必要な市民にすぐサービスができる。方針を見直すべきではないか？ (イ)集落排水事業使用料について この前提である使用料を使用開始後わずか数年で反故にし従量制に変えるのは重大な契約違反ではないか？見解を求める。 ◆定額制から従量制への方針変更について ◆集落排水事業使用料の考え方について <<追求>> ◆汚水処理場条例にかかる使用料の算定方法は？

○（森議員） 会派未来の森雅幹です。伊藤議員の質問に関連して、指定管理者の問題、もう1つは生活排水対策の問題について、大要2点、質問をいたします。

指定管理者の問題については、今議会でも多くの議員から質問が出、いろいろ答弁がありました。その中で、議論が出てるのは、これまでのとおり、同じように指定管理をやっていくのか、そういったことについてどうなんだと、こういうことをいろいろ議論がありました。その中でも、歴史館や水鳥公園、児童文化センター、こういったところは長期の運営方針や計画が必要なんだということを、新聞でも歴史館の事務局長が訴えるなど、いろんなことがございます。こういったところを含めて、直営に戻す考えはないのか、また、もし戻せないのであれば、指定期間を変える必要があるんじゃないか、そういったことも含めて御答弁いただきたいと思います。

○（中田副議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 指定管理者制度の適用につきましては、歴史館や水鳥公園につきましても指定管理制度の目的でもあります管理経費の削減や市民サービスの維持・向上が図られておりますことから、今後も指定管理者制度を適用したいと考えておりました、直営に戻すことは考えておりません。

○（中田副議長） 森議員。

○（森議員） あっさりと直営に戻す考えはないっておっしゃったけれども、これまでの答弁は現在指定管理のことについて検証中である、こういったことでした。その検証中であるけれども、もう直営に戻す考えはない。これはちょっと矛盾しませんか。答弁求めます。

○（中田副議長） 亀井総務部長。

○（亀井総務部長） 先ほど市長が御答弁いたしましたのは、現在指定管理者制度を適用している施設につきましては、特に状況が変わらない限りにおいては指定管理者制度の適用を継続するというふうな考え方で述べたということでございます。

○（中田副議長） 森議員。

○（森議員） これまで何人もの議員がこの指定管理者の問題について質問してきて、その中での、今そういった戻す考えはないということをはっきり答弁をされたわけですが、初めて。今回は次の5年間に向かう大きな転換点になるわけです。これまで、この4年間のこういった問題があって、どうなんだということが検証されて、その結果が、どういうふうにするということがやっぱり決まっていく問題だと思うんですけれども、もう一度市長にお尋ねします。何で検証もないままに直営に戻す考えはないということが言えるんですか。

○（中田副議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 先ほど申し上げましたけれども、指定管理制度の目的でもあります管理経費の削減や市民サービスの維持・向上が図られていると思っております、今後とも指定管理者制度を適用したいと考えております。

○（中田副議長） 森議員。

○（森議員） いや、私が聞いているのは、検証がまだできてないでしょ。検証してないのに経費が削減されとったらそれでいいってことですか。いろんな問題が出てるわけでしょ。今まで、たった5年間しかないことによって長期の計画が立てられない、そしてまた、そこには学芸員がいて、いろんな知識が蓄積していかなければならないのに、たった5年間でその蓄積ができない。長期計画を組んでいろんなことを考えていかなければならないのにできない。こういった問題をどうするんですか。市長にお答えいただきたい。

○（中田副議長） 角副市長。

○（角副市長） 指定管理者制度、平成18年から制度化されたということで、何分初めての制度だということで、制度開始のときにもいろんな御意見、御議論がなされたわけでありまして。その中で、やはり指定管理者制度が内包する問題点というのんはあったと思っております。したがって、今回、第2期に臨むのに当たって、御指摘の、評価をして、方針決定をして第2期に臨むということは、第1期以上に大きな問題もあるというふうに思っております、その辺の総括ということの作業が遅延しておることにつきましては、まずもっておわびをしたいと思います。早急に方針決定を出す必要があると認識しております。その問題点といいますのは、やはりいろいろありますけども、まずは直営か指定管理かということから分かれると思います。それと、指定管理の場合でも指定期間、圧倒的に3年から5年というのが多いわけですけども、その期間でもって継続的な行政サービスが十分に発揮できるのかということ、反面、指定期間が短期間であるということは指定管理者にとっては緊張感があるという面もあるわけでありまして、果たして指定期間が現行でいいのかどうか。よく聞するところによりますと、第2期に臨むに当たって、特に文化関係の施設は10年というふうに設定するという自治体が相当出ているというふうに聞いておりますので、その辺も本市としての方針決定をする必要があるというふうにも思いますし、また、やはり指定事業者での雇用問題、その辺も果たして整理をする必要があるのか、今のままでいいのかどうかという問題もありますし、また、公募するのか、非公募するのかと、指名指定するのかと、その辺の考え方というのも明確にすべきだと思っております。そういう総合的な制度自体の内包する問題というものを整理して第2期に当たるということは非常に重要なわけがございます。まことに申しわけないと思っておりますけども、その辺も徹底的に分析評価をいたしま

して、第2期に臨むつもりでございますので、御理解賜りたいと存じます。

○（中田副議長） 森議員。

○（森議員） 先ほど副市長の答弁の中に、いろんな問題があるんだということは認識してると。その上でいろんな検討しなければならないんだということもおっしゃいました。そのとおりだと思います。先ほど、その前に、市長はとにかく直営はもうあり得ないんだと、こういうことはっきりとおっしゃったわけですね。私は、そのところは今回の4年間をもう1回、総括の中で本気で考えていただきたい。今のことが本当にどうなのか、そういったことをぜひ考えていただきたい。それから、また、こうやって指定管理をそのまま延ばすということであれば、総合評価やってるわけですが、評価の配分ですよね。何にどれだけの点数をやっていくのか、人件費、経費に何点ということをやっていくのかというようなところがあるんですけれども、前は全部同じ配点で、どの施設も同じ配点でやったわけですね。そこに何が一番重点になったかという、やっぱり経費なんです。市長もさっきから何回もおっしゃるけど、経費の削減、経費の削減、このことばかりおっしゃるんです。そうすると、本来の施設の設置目的といったところからは全くずれてきてしまっている。そういったことも含めて、点数配分、施設ごとの配分はどういうふうにしていくのか、全部同じでやっていくのか、これ変えていくのか、そこらあたりはどうですか。

○（中田副議長） 角副市長。

○（角副市長） 財団法人の地方自治総合研究所が制度の現状と今後の課題ということの中で、評定のあり方も問題の1つとして上げております。画一的に、一律に全施設を全評定基準をもって評定していいのかどうかということも問題提起されておりますので、施設のおのおの違う性格の中で、どういう配点表の割り振りがいいのかどうか、これもあわせて検討させていただきたいと存じます。

○（中田副議長） 森議員。

○（森議員） それじゃあ、ぜひ検討をお願いしたいです。それで、検証中ってことなんですけれども、現時点でそれぞれ施設があるんですけれども、施設の管理者たる教育長や、それからこれは環境下水道部長ですか、ちょっと聞きたいんですけれども、美術館、歴史館、児童文化センター、そして水鳥公園、こういったところで4年間やってきて、現場ではどうなんだということが、途中経過でもお話しいただければありがたいです。

○（中田副議長） 北尾教育長。

○（北尾教育長） 担当課通じて意見は伺っておりますけども、まだきちんとまとめた形で聞き取り等を行っておりませんので、これから当然していく必要があると思っております。

○（中田副議長） 三澤環境下水道部長。

○（三澤環境下水道部長） 水鳥公園につきましては、今受けております財団の職員の方からも聞いておりますけども、サービスの面でおきまして、直営以上にサービスが維持されている。これは努力されていることから来とると思いますけども、積極的にそういう形ではサービスされてるということでは伺っております。これは受けられた施設の職員の皆さんの努力の結果だと思えます。あとにつきましては、ちょっとまだ詳細は聞いてませんけども。以上でございます。

○（中田副議長） 森議員。

○（森議員） 教育長からは何も答弁がありませんでしたので、非常に残念です。それぞれの施設が抱えている問題、これは非常に大きいんですね。これは通告はしてませんが、公園管理の問題も大きな問題です。公園管理は公園の適切な管理をするっていう、すごくいいかげんな契約になってまして、苦情があればすぐその会社に電話をして、その管理をせいと。実際には契約自体は適切な公園の管理ということだけになっていて、どれだけそこにお金を投資すればいいか全然わからなくなっています。その意味では、この公園管理のところも、どここの公園に何回こういうことをするんだという細かな約束事もしておかなければいけないと、そういうふうに思いますし、先ほど副市長の答弁もありました、今後細かいことをいろいろ検討していかなくちゃいけない、それから指名指定といった問題、そういったこともあり得るんだと、こういうこともありました。そういったことも含めて、本来この3月議会でそういったことを、具体的なことを議論する場所だと思ってたんですが、副市長の方から陳謝ありましたので、これは仕方がないと思えます。7月には公募するということですから、じゃあこの議会が終わった後、議会にこの問題をどういうふうに説明する、そういう、議会にどうやって説明していくのか、それ質問いたします。

○（中田副議長） 亀井総務部長。

○（亀井総務部長） 事務の方はおくれしておりますことをおわびを申し上げますけども、来年度早々に次回の指定管理者制度を適用する施設の最終的な確認に入ることにしておりまして、それぞれの施設の管理運営方法が定まりましたら、議会の方にも御報告させていただきたいというふうに考えております。

○（中田副議長） 森議員。

○（森議員） いや、私はこういうふうに決めましたからってということじゃなくって、総括をやっぱり先に議会に報告するべきじゃないですか。こういうことでありましたと、その後どういうふうにやっていくということは、その後もう1回やります。それが筋じゃないですか。もう1回答弁お願いします。

- （中田副議長） 亀井総務部長。
- （亀井総務部長） 検討してまいりたいと思います。
- （中田副議長） 森議員。
- （森議員） 本来この議会でそういった総括を当然議論すべき場所だと思いますので、ぜひそういうふうにやっていただくよう要望しておきます。

次に、生活排水対策に入ります。下水道中長期事業計画について、これは委員会の方で説明があり、今回も何人もの議員が質問をされております。計画では1年間に60ヘクタールずつ整備をしていって、28年間で658億円を投じてすべての区域を下水道で残りやっていくと、こういうことです。ところが、この28年間なんですけれども、もう事業が開始をして、昭和49年に供用開始をしてるわけなんですけれども、もう既に36年たっています。あと28年やっていくわけなんですけれども、この間には管きよの耐用年数が来るわけですね。全国いろんなところで陥没事故が起こってるんですけれども、管きよの耐用年数が来ます。今回のこの658億円の中には、この費用は入っていません。この費用を入れると、一体事業費は幾らになっていくのか。管きよを更新していく、維持管理していく、そういったものを入れると事業費は一体幾らになるのか、まず伺います。

- （中田副議長） 田中下水道事業監。
- （田中下水道事業監） 米子市では最も古い管きよというのは、今おっしゃられたんですけど、40年程度経過しております。それで、老朽箇所も出てきておりました、大体その都度補修、更新を行っております。今後も補修なども出てくると思いますので、中長期計画にはこの費用を維持補修費として算入させております。ただ、国土交通省では使用実績から勘案した耐用年数というものを72年と想定しておりますが、米子市の最初に施工した管きよの経過年数が平成54年には72年という耐用年数に達しますので、それ以降は補修経費が今よりは増加してくるのではないかと考えております。

- （中田副議長） 森議員。
- （森議員） 今の答弁は、維持管理費は入るとるけれども、それ以降はまた入ってくるという話で、どうなんです、入ってないんでしょ、658億円には。入ってるんですか、入ってないんですか。

- （中田副議長） 田中下水道事業監。
- （田中下水道事業監） 維持管理費は入っております。
- （中田副議長） 森議員。
- （森議員） それはもう、今の維持管理、更新ですよ、72年が来てからのそれを更新していく費用が入っているのかと聞いてるんですよ。
- （中田副議長） 田中下水道事業監。
- （田中下水道事業監） 私どもとしましては、今の状態を見てみますと、

今補修経費として上げてる程度が最終の完成年度、平成48年度ぐらいまでは続くんじゃないだろうかというふうな考え方を今持っています。

○（中田副議長） 森議員。

○（森議員） 要するに658億円でこれはもう確定してると。要するに管きよを入れかえるといったことについてもその658億円でいけるんだと、こういう答弁ですね。わかりました。これから人口減少の時代に入っていきます。これまでは人口がどんどんどんどんふえていくということで、都市計画の方もふえていくことが前提でいろんな規制をしていくという、そしてまた、下水道の方もふえていくという前提でいろんなことをやってきたんですけれども、これからは高齢世帯、高齢者世代がどんどんふえていって人口が減少していきます。そういう中にあるのは、下水道が来たけれども、つながないという世帯がどんどんふえるんですね、今以上に。これまでは物すごくつないでいる人たちがすごく多いと、これは自信持っておっしゃっていますが、これからはもうつながないという人たちがどんどんふえて、空き家もふえていく、こういう中にある、巨額の投資を管きよ整備していくっていうことの、またロスにつながるのではないかなというふうに思うんですけれども、そのことについてはいかがですか。

○（中田副議長） 田中下水道事業監。

○（田中下水道事業監） 米子市の場合ですが、人口減少というのは調整区域ばかりではなしに、市街化区域の方も同じように減ってはいるんですが、そういう状態を下水道中長期計画、今回、2月出すんですが、これには人口減少や接続率も見込んだ上での収支計画を立てております。ですから、その予想では累積赤字の解消後は長期的に収支が均衡するものと考えております。公共下水道の管きよ整備を推進しながら、今後も接続率の向上に努めていきたいと思っております。

○（中田副議長） 森議員。

○（森議員） ここでは具体的などというふうに数字を入れてるといったことを私持ってませんので、これは改めてまたやりたいと思います。私も、結局36年、現時点で供用開始してから36年、そして最後のところがあと28年かかるわけですから、サービスを受けた人と最後に受ける人では64年の差があるんですね、64年。これは同じサービスを提供しながら、これが公平かというのとんでもありません。それから、多くの人が家を直すということは一生のうちに何回もできるわけではありません。そのために、大体30代の半ばから後半あたり、子どもがちょっと大きくなったなというときに家を直すというのがパターンです。それがその家を直すときと、この下水道の整備が合うっていうことがほとんどありません。下水道は下水道の都合でどんどん、どんどんじゃないですね、少しずつ来るし、市民の生活というのは自分の年齢、それから収入に応じていろんな、家を更新していくと、こういうことになるんですけれども、それ

を一緒にしていくということが私は一番ロスがないものだと、そういうふうに思ってます、今後も私もは市設置型の合併浄化槽といったものが安いだという立場でまたこれはいろいろ議論していきたいということだけ申し上げておきます。

それから、集落排水事業の使用料についてですが、これは今議会でも何回も、平成24年度から定額制から従量制に変えるんだということを高らかにおっしゃってるんですが、この集落排水事業は下水道事業のように上位法がありません。法律がないんですね。あるのは米子市の集落排水設置条例、それとあとは自治法に規定する使用料を取ることができると、こういった法律だけです。この法令だけなんですけれども、そこで、集落排水事業は基本的には受益者が、同意した者を実質的に対象にしています。ということは、どういったことかということ、いわゆる私的なサービスを市が提供して、ある一定の条件のもとで提供をするってということについて同意した者だけが受益者になって、この集落排水の事業の受益者になっています。その意味では、その前提条件が変わるということは大きな条件変更、勝手な条件変更だと思うんですけれども、これについての見解を求めます。

○（中田副議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 農業集落排水事業の実施に当たりましては、住民の皆さんからの同意を事業採択の要件としておりまして、住民の方から農業集落排水事業の実施に同意するという同意書をいただいております。この同意は事業実施に当たっての同意でございます、事業完了後の諸条件の変更についてまで個々の住民の皆さんの同意を要するものではないと思っております。使用料の水準や体系は経営状況や時代の流れによって変えていく必要があるものと思っております、そのために、議会の議決を経て条例で料金を改定しますことは当初の同意とは別のものがございます、いわゆる契約違反には当たらないものと思っております。

○（中田副議長） 森議員。

○（森議員） 市長、今集落排水事業で受益者になってる人は新たに届け出書というものを出した人たちですよ。要するに同意した人の中のまた一部の同意した人なんです。何で同意したかっていうと、要するに同意してない人はつないでない、受益者になってないんですよ。条例では、その地域に建物を持っている人は全員受益者ですよとっておきながら、実際には同意した者だけを受益者にしてるんです、同意した者だけを。その同意はどんな前提があったかっていうと、1世帯1,500円、1人300円ということがあって、これだったら、自分は合併浄化槽だったけれども、同意できるなといったことがあって同意してるわけですよ。それでお金をかけて自分の合併浄化槽を掘って取って、それをつないでるんですよ。そういった状況があるにもかかわらず、勝手にこういったことを変えてい

く、これは本当に契約違反じゃないですか。もう1回伺います。

○（中田副議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 先ほど申し上げましたけれども、住民の皆さんからいただいておりますのは、事業実施に当たっての同意でございます。事業完了後の諸条件の変更についてまで個々の住民の皆さん方の同意を要するものではないと思っております。

○（中田副議長） 森議員。

○（森議員） いや、法律がないと言ってるでしょ。下水道は下水道法があって、例えば使用料とかかった費用を均衡しなくちゃいけないということがあるんだけど、集落排水はそれがいいんですよ、ないんです。同意をしたということだけしかないんですよ。同意した人が現在受益者になってるんですよ。その同意をとった人に対して、もともとの前提条件を変えるときにはいろんな手続要るじゃないですか。私も本当に3歩も4歩も後ろに下がって言うけれども、今回の市長が決めた定額制から累進従量制に変えるというのは、下水道料審議会ですか、ここの場でも1回は米子市の定額制に決めるということを決めておきながら、その次の審議会では事務局案をもう1回、前回定額制に決まったけれども、これをもう1回累進従量制に変えてくださいということ事務局側が会長に話をして、事前に、それで1回決めたやつを完全にひっくり返して、委員は全員異議ありませんと決めて決めたことなんですよ。そこには集落排水の受益者はたった2人しかいない。集落排水のもともとの目的、そういったものも一切関係なしにやっちゃう。このことについてはどう思ってますか。

○（中田副議長） 田中下水道事業監。

○（田中下水道事業監） 今、審議会の話が出ましたので、誤解を受けられる方がありませんので、お話しさせていただきます。審議会でのこの累進従量制という話は委員さんの中から出ました。そして、審議委員さんが再度検討されて、最終的に累進従量制でいこうというふうにまとめられたということでございます。

（「市長に聞いてるんだけど。」と森議員）

○（中田副議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 今、担当が答弁したとおりでございます。

（「いや、そんなこと聞いてないよ。」と森議員）

○（中田副議長） 森議員。

○（森議員） 私が言ってるのは、審議会も集落排水事業の受益者たった2人しかいないんですよ。集落排水事業の目的、そういったものも一切言っていない。市長はこれまで負担の公平をするために下水道と一緒にしまして言っとられるけど、集落排水事業の目的何ですか。下水道事業とどこが違います。ちょっと言ってください。

○（中田副議長） 田中下水道事業監。

○（田中下水道事業監） 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、または農村生活環境の改善を図ることを目的とするという書き方があります。

○（中田副議長） 森議員。

○（森議員） 下水道とどう違うんですか。それで同じサービスですか、市長。

○（中田副議長） 田中下水道事業監。

○（田中下水道事業監） 使われる使用者の側からすれば、農業集落排水も公共下水道も同じような感覚で使われると思います。

（「事業の側からどう違うかって聞いとるんです。使う側の問題じゃない。答えてよ。」と森議員）

（「議長、議事進行。」と遠藤議員）

○（中田副議長） 遠藤議員。

○（遠藤議員） 今のやりとりを聞いて、テレビを見ておられる皆さん方も疑問に思われる部分があると思うんですよ。今、森議員が言っている議論の中に、従量制に変えることは当初の工事の同意条件に違反するんじゃないかと、それは法律上違反じゃないかと、こういう声が出てくるんですけども、当局からその答弁が一切聞こえてこない。その辺をきちんと説明しないと、誤解を招くことになりやしませんか。議事進行で整理してください。

○（中田副議長） 野坂市長。

○（野坂市長） 今、遠藤議員から提起していただきました問題点につきましては、先ほどもちょっと触れたと思っておりますが、改めて申し上げますと、農業集落排水事業の実施を行うに当たって、住民の皆さんからの同意というものをいただいております。この同意は事業実施に当たっての同意でございます。事業完了後の諸条件の変更についてまで個々の住民の方々の同意を要するものではないと思っております。もちろん使用料の水準や体系は経営状況や時代の流れによって変えていく必要があるものでございますので、そのために議会の議決を経て、条例で料金を改定しているわけでございます。これは当初の同意とは別なものでございまして、いわゆる契約違反には当たらないと思っております。

○（中田副議長） 森議員の先ほどの質問に対しての答えがまだ明確になっていませんので、必要であれば、暫時休憩をして答弁整理の時間を与えます。いかがですか。

暫時休憩いたします。

午後2時09分 休憩

午後2時37分 再開

○（中田副議長） 休憩前に引き続き会議を開き、市政一般に対する質問を続行いたします。

角副市長。

○（角副市長） 時間をちょうだいいたしまして、まことに申しわけございませんでした。森議員さんの農業集落排水事業における使用料ですね、その位置づけ、また考え方ということでございました。断片的なことを申し上げますと、まず契約違反ではないかということの、契約ということでございますが、改めて見てみますと、契約とは何ぞやということですが、これは相対立する意思表示の合致によって成立する法律行為であるというふうに定義づけられておるようでございますし、同意というものは一般的に他人の行為を肯定する意思を示すことというような解釈があるようでございますが、いずれにいたしましても、公共下水道はおっしゃるとおり、下水道法という法律があって、それに基づいて都市計画決定をされて、その受益者は参加するかないかというような選択はございません。これは一つのもう権力的な行為であるということに対しまして、農業集落排水事業はそれと異なりまして、参加、不参加というのが今の事業の同意要件になっております。そういう部分で大きな違いがございます。同意書を制度開始時、ちょうだいしたわけでありまして、これは当時の農水省の事業採択の1つの要件であったということがございます。公共下水道事業につきましては、準公益事業ということでより独立採算的な使用料設定がなされておると。それに対しまして、農業集落排水事業における使用料は、当時定額制ということで受益者の方に御説明をまいりました。そういう制度開設時に大きな違いがあるということでございますし、また、農業集落排水事業は農業集落排水施設条例ということで、これは公の施設に位置づけております。公の施設の使用の対価ということで使用料をちょうだいしております。そういう違いを踏まえて考えてみますと、やはりより十二分な、かつ本当に丁寧な説明責任をするという責務が我々にはあると考えておりますので、使用料審議会等の意見が出たからどうだというような説明の仕方は厳に慎みたいと思っておりますので、その辺を御理解賜りたいと思います。

○（中田副議長） 森議員。

○（森議員） 副市長の方から成り立ちが違うということを丁寧に説明をいただきました。私は市の方が提供するというサービスのある一定のもとに契約をしたものだということに理解をしています。その意味では、契約の内容が変われば、そのときには本当に丁寧な説明があって、その結果、変わっていくものだ、というふうに思います。私ももう全部が全部、累進従量制になるということがいけないというふうには思っておりません。確かに下水道部長が今回も説明されたみたいに、1人世帯あるいは2人世帯では使用料が下がっていくと、こういうこともありますので、丁寧な取り扱いをぜひお願いをしたい。これまでは説明として、サービスが同じだからもうこうなんだ、審議会ですごうだからこうなんだということで、

高圧的な説明でありました。そうであってはならない。それから、また、集落排水の使用者の皆さんに納得ができる内容でなければならない。そういうふうに思っております。もし、それを続けて申し上げれば、米子市には一般会計の汚水処理場という施設もあります。汚水処理場の使用料単価がどうなってるか。これは例えば旭が丘では1立米50円です。平均的な使用料が20立米とすると、1,000円でしかありません。下水道とはもうまるっきり違う安い使用料になってます。それから、また、もう1つ言えば、市営住宅の処理場がありますよね。これについては使用料取ってません。市営住宅のところに公共下水道が来れば、その公共下水道が来た段階で公共下水道につないで、そこで公共下水道の使用料を各家庭から取るということになってます。それまでは市営住宅についている合併処理場の使用料は一切取ってないんですね。同じようなことやってるっていうふうに持ってくると、それも全部一緒にしなくちゃいけないと、こういうことにつながります。そうでないんだという前提で、私は丁寧な扱いをお願いをしたいということをもう1回申し上げます。これについてももう一度答弁をお願いいたします。

○（中田副議長） 田中下水道事業監。

○（田中下水道事業監） 丁寧な説明ということだったんですが、私どもも平成18年のときに農集管理組合とか自治連合会、それから地区の使用の皆さんにも、例えば春日公民館とか、そういう公民館単位でも説明させていただきました。ただ、年がたっておりますので、今度また5年、予定するのは平成24年でございます。それまでにまた丁寧な説明を皆さん方にしていきたいと思います。

○（中田副議長） 森議員。

○（森議員） いや、今、下水道部長がおっしゃったのと、今、副市長がおっしゃったのは、私大分ニュアンス違うと思うんですよ。要するに決まったからこうですよということの説明では私はだめだと思うんですよ。いいですか、契約をして、こういうことをやっているという前提ですから、違う取り扱いをしてもらわなくちゃいけない、そう思うんですよ。こういうふうに決まりましたから、こうやってもう1回公民館にぐるっと回ったらこれが丁寧ですよと、こういうことではないんですよ。副市長、ちよっともう1回、そういう意味でおっしゃったのかどうか、もう1回お願いします。

○（中田副議長） 角副市長。

○（角副市長） 先ほど申し上げましたとおり、基本法の有無、また制度上の相違、あと使用料について、片や都市計画決定されて強権的に徴収することができるのかできないのかという点を踏まえて見た場合に、おのこの違いが出てくるという意味でもって、それを踏まえた御理解を賜りたいという意味での丁寧な説明というふうな意味で申し上げた次第でございます。

ます。

○（中田副議長） 森議員。

○（森議員） 今回の副市長の答弁を踏まえて、本当にもう1回、ほんじゃあ説明に行ったら終わりなんだと、こういうことでなくて、本当に丁寧な取り扱いをお願いして、私の質問を終わります。